

# 国立大学法人東京医科歯科大学領域教授の名称付与規則

平成20年12月17日  
規則第57号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学(以下「本学」という。)にとって必要な人材を確保し、活躍の機会を与えるために、本学の准教授若しくは講師(国立大学法人東京医科歯科大学特定有期雇用職員の就業に関する規則が適用される教員を除く。)に教授の名称を付与することとし、選考については、この規則の定めるところによる。

(選考の基準)

第2条 領域教授の名称を付与できる者は、教育、研究、診療の3領域のいずれか1つの領域で卓越した業績を挙げ、本学の教授にふさわしい人格、見識を備えた者とする。

(選考の方法)

第3条 領域教授の名称を付与する者の選考は、教育研究評議会の意見を聴いて、学長が行う。

2 大学の運営上学長が特に必要と認める場合における領域教授の名称を付与する者の選考は、前項の規定にかかわらず、学長が行う。

3 領域教授の名称を付与できる人数は、各部局について、原則として別表の数の範囲内とする。

4 別表に掲げる部局以外において、准教授若しくは講師に領域教授の名称を付与する場合の手続き等については、教育研究評議会が別に定める。

(呼称)

第4条 前条により選考された者は、それぞれの該当領域に応じて、教育教授、研究教授又は病院教授と称することができる。

(付与期間)

第5条 領域教授の名称を付与する期間は、5年以内とし、更新することを妨げない。

(文書による明示)

第6条 領域教授を称せしめる場合には、別紙様式の文書にその旨を明記して本人に知らせるものとする。

(付与の取消し)

第7条 称号を付与された者が、第2条の基準を満たさなくなった場合には、付与を取消すものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第56号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月10日規則第129号）

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

2 この規則の適用日以前より特別教授の名称を付与されていた者については、改正後の規則に関わらず、その名称を付与する期間が満了するまでの間、従前の例によるものとする。

附 則（令和3年4月28日規則第58号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和3年9月22日規則第93号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

（別表）

部局	人数
大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）	6人
大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（歯学系）	3人
大学院医歯学総合研究科生命理工医療科学専攻生体検査科学講座	1人
教養部	1人
大学院保健衛生学研究科	1人
生体材料工学研究所	1人
難治疾患研究所	2人

備考：大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）及び大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（歯学系）の人数には、病院所属の教員を含めることができるものとする。



（ 氏 名 ）

国立大学法人東京医科歯科大学〇〇教授の名称を付与する

付与の期間は 年 月 日までとする

年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長